

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成21年11月26日提出

【計算期間】 第17特定期間（自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日）

【ファンド名】 トヨタMR F（マネー・リザーブ・ファンド）

【発行者名】 トヨタアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 生田 卓史

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 中越 正喜

【連絡場所】 東京都港区海岸一丁目11番1号

【電話番号】 03-5776-4751

【縦覧に供する場所】

（名称）トヨタアセットマネジメント株式会社 名古屋支店

（所在地）愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的	内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行なうことを基本とします。
信託金の限度額	5兆円
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 債券 / MRF [※]

※

投資信託協会では、投資者・受益者が公募投資信託を購入する等の商品選択の利用に資するために、新たにわかりやすく商品を分類いたしました。平成21年より、目論見書表紙には「商品分類」を、本文には「属性区分」を新たに記載いたします。

当ファンドは、商品分類では、〔追加型投信 / 国内 / 債券 / MRF〕に属しており、目論見書表紙に記載されます。（旧分類は、追加型公社債投資信託でした。）

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「国内 / 債券」とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信	海外	不動産投信	MRF	特殊型
	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

また、当ファンドの属性区分では〔債券一般（高格付）・日々決算・日本〕に属しており、目論見書本文に記載されます。

属性区分における投資対象資産については、上記の商品分類の定義（収益の源泉）とは異なり、「資産そのものについての属性区分を記載するものとする」との考え方にに基づき記載されます。

従って、

「債券一般」とは、投資対象資産が債券のうち、目論見書又は投資信託約款において、公債（日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）又は社債（企業等が発行する社債）あるいはその他債券（国債又は社債以外の債券））に主として投資するとの記載がない全てのものをいいます。また、内書の（ ）は、目論見書又は投資信託約款において、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、高格付債、低格付債等を併記することできるため、（高格付）としております。

「日々決算」とは、目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。

「日本」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式		グローバル				
一般	年1回	日本				ブル・ベア型
大型株						
中小型株						
債券	年2回	北米	ファミリーファンド	あり ()	日経225	条件付運用型
一般		欧州				
公債	年4回	アジア				
社債						
その他債券	年6回 (隔月)	オセアニア			TOPIX	ロング・ショート型／ 絶対収益追求型
クレジット属性 (高格付)						
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
		アフリカ			その他 ()	その他 ()
その他資産 ()	日々	中近東 (中東)				
資産組合 ()	その他 ()	エマージング				
資産配分固定型						
資産配分変更型						

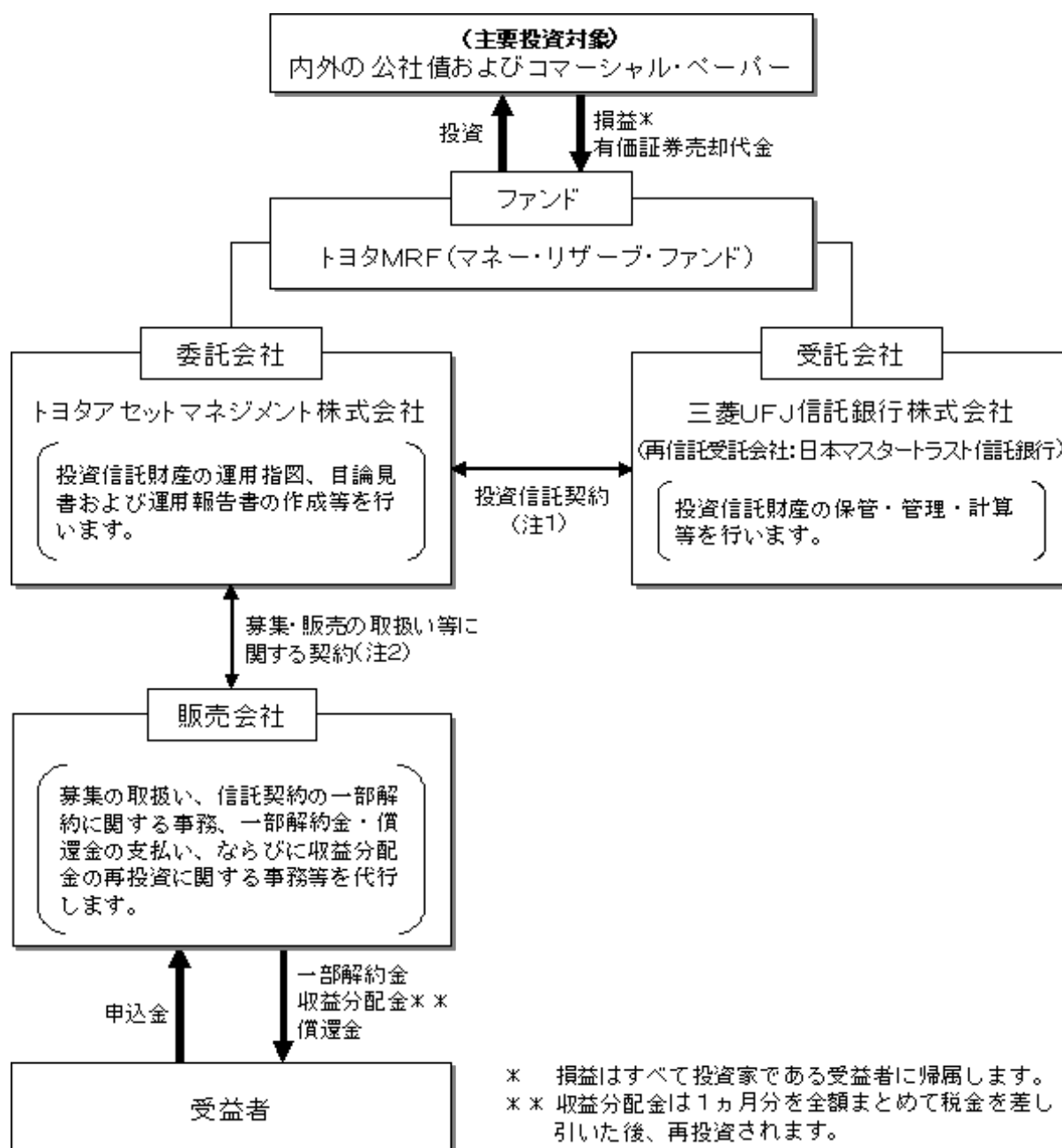
(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※なお、当ファンド以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

<ファンドの特色>

- ①内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
 - ・信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
 - ・ポートフォリオの平均残存期間は90日以内としますが、当面は60日以内とします。
 - ・外貨建資産については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するものに限りまので、為替変動の影響は受けません。
- ②毎日決算を行ない運用実績に応じて運用収益を全額分配します。
 - ・値動きのある有価証券に投資を行ないますので、収益分配金は運用の実績により日々変動します。あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。
- ③収益分配金は、原則として1ヶ月分まとめて税金を差引いた上、毎月の最終営業日に自動的に再投資されます。
- ④原則、販売会社の毎営業日に取得のお申込みができます。
 - ・取得のお申込みは1円以上1円単位（1口＝1円）です。お申込手数料はありません。
- ⑤原則、販売会社の毎営業日に解約のお申込みができます。
 - ・解約のお申込みは1口単位です。解約手数料はありません。

(2) 【ファンドの仕組み】



〔委託会社と関係法人との契約の概要〕

(注1) 投資信託を運営する業務を委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。

(注2) 投資信託を販売する業務を委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。

〔委託会社の概況〕

①名称 トヨタアセットマネジメント株式会社
本店の所在地 東京都港区海岸一丁目11番1号

②資本金の額 600百万円（平成21年10月30日現在）

③会社の主な沿革

平成2年2月 千代田火災投資顧問株式会社設立
平成4年3月 投資一任業務の認可を取得
平成11年9月 商号を千代田火災アセットマネジメント株式会社に変更
平成11年12月 証券投資信託委託業務の認可を取得
平成12年6月 商号をトヨタアセットマネジメント株式会社に変更
平成13年2月 名古屋支店開設
平成19年9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業）の登録を受ける

④大株主の状況（平成21年10月30日現在）

株 主 名	住 所	保有株式数 (保有比率)
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市 西区牛島町6番1号	6,000株 (50%)
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区 恵比寿一丁目28番1号	6,000株 (50%)

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①運用の基本方針

この投資信託は、内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

②投資態度

1. 信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、元本の安全性の確保をめざして安定運用を行ないます。

・ 国債、政府保証付債券、適格有価証券および適格金融商品等に投資します。

※「適格有価証券」および「適格金融商品」については（2）投資対象の項をご参照ください。

・ 投資する有価証券または金融商品については、残存期間が短い（受渡日から償還日までが1年を超えない）ものとしします。

・ ポートフォリオの平均残存期間は90日以内としますが、当面は60日以内とします。

・ 組入可能な資産の信用度に一定の制限を設け、ポートフォリオの信用度を高位に維持することを目指します。

・ 外貨建資産への投資については、円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとしします。

・ 私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等(注1)への投資は行わないものとしします。

(注1) 償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等

2. 組入れ資産毎、同一発行体等への投資制限等を設け、分散投資することで各種リスクの低減に努めます。

・ 国債、政府保証付債券以外は、一発行体あたりの組入れは、2社以上の指定格付機関から

AA格相当またはA-1格相当を取得している場合はファンドの純資産総額の5%以下、それ以外の適格有価証券、適格金融商品は1%以下とします。（5営業日以内のコール・ローンを除きます。）詳細については、(5)投資制限の項をご参照ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

①主要投資対象

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

②投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

1. 有価証券

2. 金銭債権

3. 約束手形

③有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受

益証券に限ります。)

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第2号イ(3)に規定するものに限る)

なお、1.から4.までの証券および6.の証券のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

上記有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の指定格付機関から第三位（A格相当）以上の長期格付または第二位（A－2格相当）以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを以下「適格有価証券」といいます。

④金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第2号イ(3)に規定するものに限る）
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

指定金銭信託を除き、上記金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、前述「③有価証券の指図範囲」に記載された適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を以下「適格金融商品」といいます。

⑤その他運用指図を行なうことができる取引

(1)有価証券の貸付

信託財産に属する公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

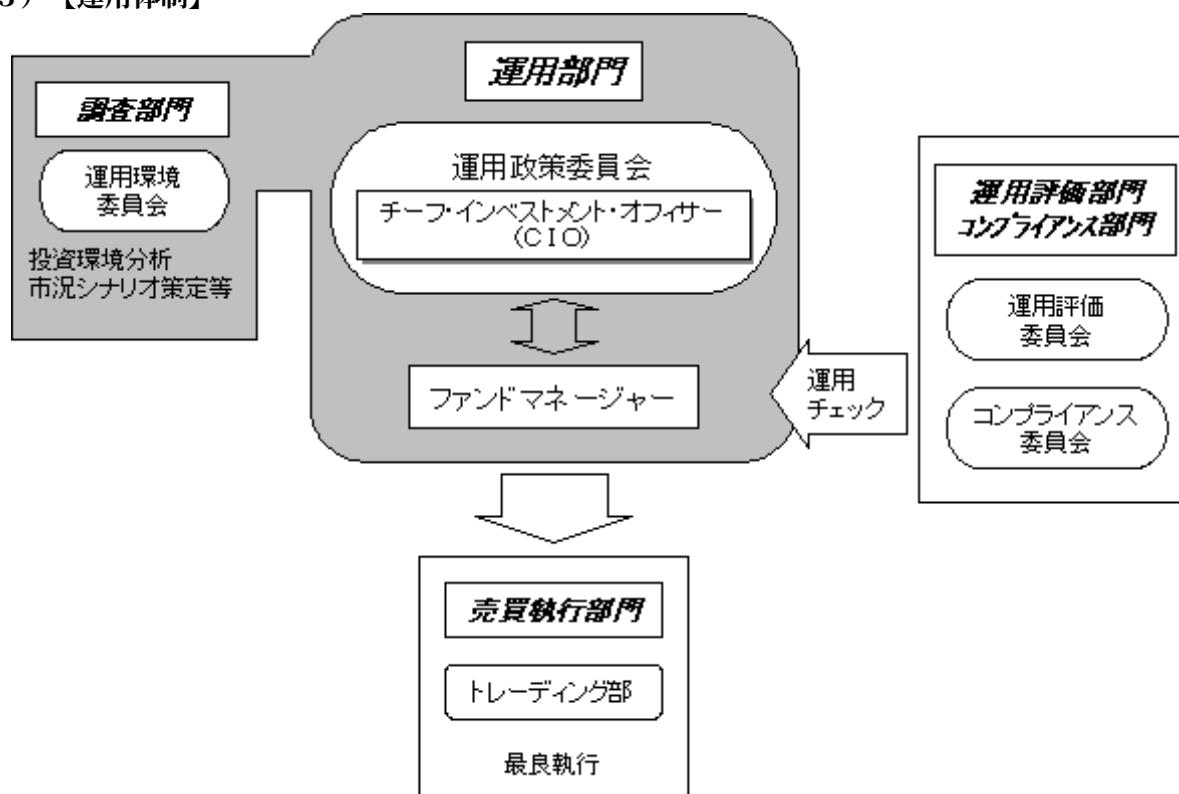
(2)公社債の借入れ

公社債の借入れを行なうことができます。なお、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。

(3)資金の借入れ

一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当ての為、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）をすることができます。

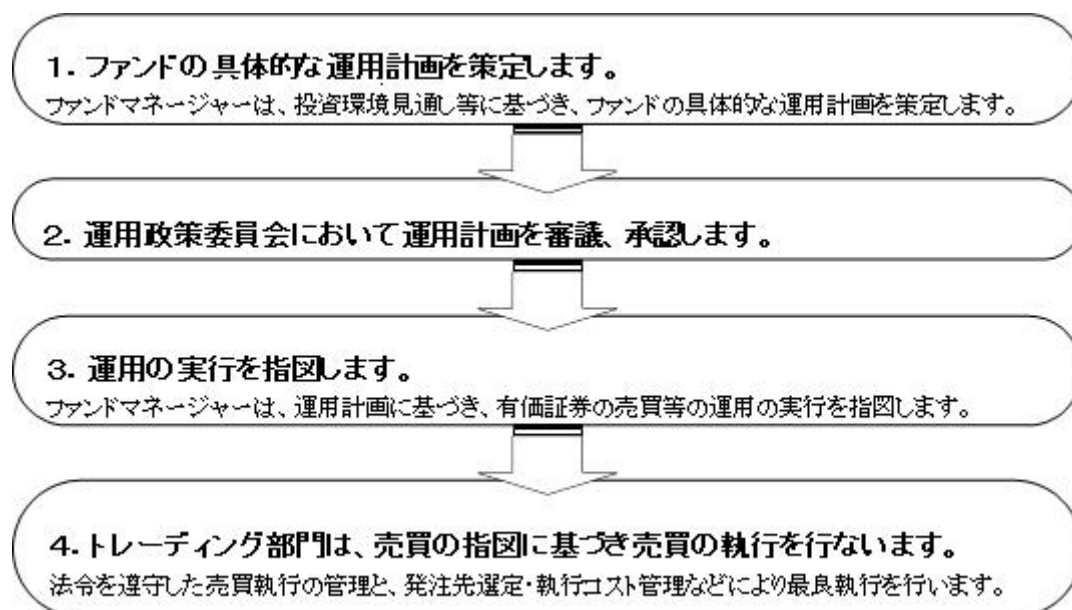
(3) 【運用体制】



上記委員会名	構成人員	主な構成メンバー	
		委 員 会 の 目 的	
		対 応 事 項	
運用環境委員会	10名程度	委員長：投資戦略部長	
		全常勤役員、チーフインベストメントオフィサー、運用部長、チーフファンドマネージャー他	
		運用業務に関わる諸情報の分析・検討を行い、重要な変化があれば速やかに運用政策委員会に提言する。	
		投資環境分析、市況シナリオの作成に関する事項の協議 投資環境の変化等の検証・投資タイミング等の検討及び提言の協議等	
運用政策委員会	20名程度	委員長：チーフインベストメントオフィサー	
		全常勤役員、投資戦略部長、運用部長、クライアントサービス部長、ファンドマネージャー、他	
		運用の基本方針を確立する為、運用全般及び個別の資産に関する重要事項を検討、決定し、併せて運用計画の総合的検討を行う。	
		アセットアロケーションに関する事項の検討・決定 運用の基本方針および運用計画に関する事項の検討・決定等	

運用評価委員会	16名程度	委員長：クライアントサービス部担当役員 全常勤役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、投資戦略部長、運用部長、コンプライアンス部長、クライアントサービス部長、他
		運用パフォーマンス及びリスクの分析を行い、運用部門に対する適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、透明度の高い適正な運用の実現に寄与する。
		運用実績（パフォーマンス及び要因分析）に関する事項の審査・検討 各資産のリスク状況及び運用リスク管理に関する事項の審査・検討等
コンプライアンス委員会	12名程度	委員長：コンプライアンス部担当役員 全常勤役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、コンプライアンス部長、投資戦略部長、運用部長、クライアントサービス部長、他
		法令等の遵守状況のチェック並びに投資信託財産の運用に係る投資ガイドライン及び約款の遵守状況のモニタリングを行い、社内における適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、適正な運用と業務の健全性の確立に寄与する。
		法令、基準等の遵守状況に関する事項の報告・審議 約款及び投資ガイドライン遵守状況に関する報告・審議等

〔運用部門での流れ〕



当社は、ファンドの運用に関する社内運用ガイドラインとして、債券組入制限、組入債券格付基準、時価評価の基準等を定めており、また投資信託における信用リスク、流動性リスクに関する規定を定めております。

※委託会社による関係法人（除く販売会社）に対する管理体制

委託会社は、「受託会社」との間で、日々の純資産額照合・月次の勘定残高照合などを行っております。

また、委託会社は、受託会社が行う受託業務について内部統制が有効に機能していることを確認するために、独立した監査法人が行った監査報告書を定期的に受け取っています。

＊ファンドの運用体制等是有価証券届出書提出日（平成21年11月26日現在）であり、今後変更になる場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

②収益分配金の計理

信託財産から生ずる利益（下記イ．に掲げる収益等の合計額が下記ロ．に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（下記イ．の合計額が下記ロ．の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

イ．毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

ロ．毎計算期間における信託報酬（消費税等を含みます。）、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

③収益分配金の再投資

イ．収益分配金は、分配金再投資（累積投資）に関する契約に基づき、当月の最終営業日に前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分をまとめ、原則として自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、この場合における１口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

ロ．イ．の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、１口当たり１円を下回っているときは、当月の最終営業日以降の最初に基準価額が１口当たり１円となった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

ハ．受益者が、自己に帰属する受益権の全部について解約の実行の請求を行い、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、イ．およびロ．の規定にかかわらず、その際に当該受益者に支払います。この場合、分配金再投資（累積投資）に関する契約が解除される場合があります。

（５）【投資制限】

①わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。

②指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。

③信託財産に組入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間*は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が１年を超えないように投資します。

*「平均残存期間」とは有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入れ額の合計額で除して求めた期間をいいます。

公社債の借入れの取引期間については、１年を超えないものとします。

④有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。

⑤適格有価証券のうち、２社以上の指定格付機関から第二位（ＡＡ格相当）以上の長期格付または最上位（Ａ－１格相当）の短期格付を受けているものもしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む。下記⑥および⑧において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の５％以下とします。また、この場合において、同一

法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。

- ⑦上記⑤および⑥の組入れ制限には、約款第19条の規定による借入れ債券を含むものとします。
- ⑧適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記⑤および⑥の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記⑤または⑥の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- ⑨上記⑤、⑥、⑦および⑧に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
- ⑩有価証券の貸付は、約款第18条の範囲で行います。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる約款「運用の基本方針 運用方法 （1）投資対象」の規定を準用します。
- ⑪公社債の借入れは、約款第19条にしたがって行います。この場合において、借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。
- ⑫外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。
- ⑬円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された有価証券について、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。
- ⑭借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

当ファンドは、主に債券等を投資対象としますので、金利の上昇による組入債券等の価格の下落や、組入債券等の発行会社の信用状況の悪化・債務不履行等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、ファンドは預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護・補償の対象ではなく、ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

①金利変動リスク

公社債等の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。組入公社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

②信用リスク

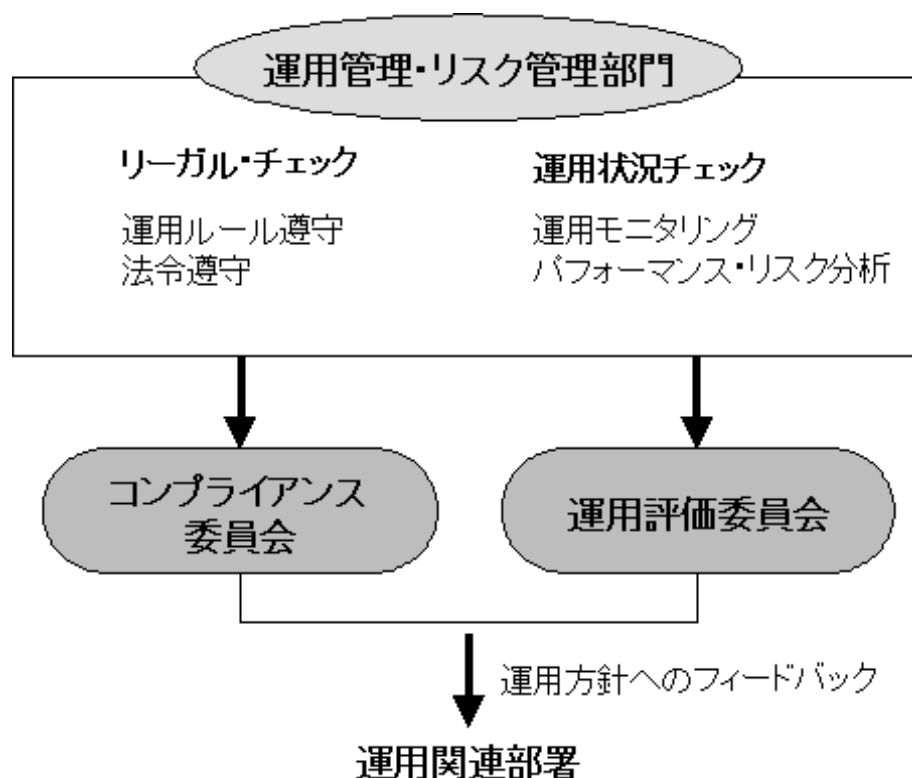
信用リスクとは、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクをいいます。元本と利子を支払うための資金は、主として有価証券等の発行者の収益から生み出されますので、発行者の収益力やその安定性（つまり信用度）が元利払いの確実性に影響します。また、個々の債券の発行時に決められた担保提供制限や（一定の）利益維持といった財務上の特約も影響します。組入対象の有価証券および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価値は大きく下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

③流動性リスク

急激かつ大量の解約は、有価証券等を市場で売却する結果、市場に大きなインパクトを与え、基準価額が大きく下落する要因になります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

〔リスク管理体制〕

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



■コンプライアンス委員会

運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果が運用関連部署へフィードバックされることで、ファンドの健全な運用に資することを目的とします。

■運用評価委員会

運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与することを目的とします。

＊リスク管理体制は有価証券届出書提出日（平成21年11月26日現在）であり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の100以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

イ. 各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の10を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の20以下の場合には、年10,000分の20以内の率とします。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が、0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内とします。

ハ. 上記の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払います。

②信託報酬の配分

委託会社、販売会社、受託会社との間の配分は、以下の通りとします。

イ. コール・レートが0.4%以上のとき

委託会社：信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率

販売会社：元本総額に対して信託報酬率に0.65を乗じた率（消費税等相当額を含みます。）

受託会社：元本総額に対して年10,000分の1.67

ロ. コール・レートが0.4%未満のとき

信託報酬率が年10,000分の20の時の下記配分比率に準ずるものとします。

委託会社	販売会社	受託会社	信託報酬総額
26.65%	65%	8.35%	100%

販売会社の配分比率には消費税等相当額を含みます。

(4)【その他の手数料等】

①信託事務等の諸費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。なお、ファンドの財務諸表の監査および目論見書等の作成等に要する費用は、委託会社の負担とします。

②有価証券売買手数料等

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する費用および外貨建資産の保管に要する費用等については、ファンドから支払います。

③その他

資金借入れを行なった場合の借入金の利息等の費用については、ファンドから支払います。

※上記の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり事前に料率・上限額等を示すことができません。

※ファンドに係る手数料等の合計額については、保有期間・運用状況等により異なりますので、表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、公社債投資信託の税制が適用されます。

受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

①個人の受益者に対する課税

イ. 個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに償還時の元本超過額に対しては20%（所得税15%、地方税5%）の税金がかかり、源泉分離課税扱いとなります。

ロ. 少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用の場合は、お一人元金350万円までは、収益分配金および償還時の元本超過額に対して非課税扱いとなります。この場合、「非課税貯蓄申込書」および「非課税貯蓄申告書」をご提出いただきます。なお、同制度は平成18年から、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されております。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに償還時の元本超過額に対しては20%（所得税15%、地方税5%）の税金がかかり、源泉徴収されます。なお、税額控除制度が適用されます。

◎税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

お申込からご換金または償還時までの間にご負担いただく費用と税金は次のとおりです。

直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
お申込時	申込手数料	ありません。
収益分配時	所得税および地方税	収益分配金に対して……………20%
換金（解約）時	所得税および地方税	換金時に再投資前の収益分配金 がある場合※ 当該収益分配金に対して……………20%
償還時	所得税および地方税	元本超過額に対して……………20%

※受益者が、保有するすべての口数について解約請求する場合に限ります。

・当ファンドでマル優制度をご利用の方は所得税および地方税がかかりません。

間接的にご負担いただく（ファンドが支払う）費用

時期	項目	費用
毎日	信託報酬率	元本総額に対して……年10,000分の100以内 ^(注) (平成21年10月7日現在、年10,000分の20以内)
	信託報酬の配分	4. 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等 ②信託報酬の配分 をご覧ください。

(注) 信託報酬率は、信託元本総額に対して年10,000分の100を上限に毎週最初の営業日に改めるものとし、その直前7日間の平均収益分配率（年換算）に100分の10を乗じて得た率以内の率とします。ただし、その率が年10,000分の20以下の場合には、年10,000分の20以内の率とします。

上記にかかわらず、当ファンドの日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内の率とします。（平成21年10月7日現在 元本総額に対して、年10,000分の3.974）

＊ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。

＊ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する費用、資金の借入れを行った場合の借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用については、ファンドから支払います。

◎税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下は、平成21年10月7日現在の運用状況です。

なお、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいい、小数第3位以下を四捨五入しています。

（１）【投資状況】

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	28,992,565,054	94.29
現金・預金・その他資産（負債控除後）		1,754,240,369	5.71
合計（純資産総額）		30,746,805,423	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	地域	種類	銘柄名	利率（％）	償還年月日	数量	簿価（円）		評価（円）		投資比率（％）
							単価	金額	単価	金額	
1	日本	国債証券	第51回国庫短期証券	-	2009/12/7	2,000,000,000	99.97	1,999,517,302	99.97	1,999,517,302	6.50
2	日本	国債証券	第53回国庫短期証券	-	2009/12/14	2,000,000,000	99.97	1,999,468,416	99.97	1,999,468,416	6.50
3	日本	国債証券	第55回国庫短期証券	-	2009/12/21	2,000,000,000	99.97	1,999,406,400	99.97	1,999,406,400	6.50
4	日本	国債証券	第57回国庫短期証券	-	2009/12/28	2,000,000,000	99.96	1,999,330,394	99.96	1,999,330,394	6.50
5	日本	国債証券	第40回国庫短期証券	-	2009/10/19	1,500,000,000	99.99	1,499,929,521	99.99	1,499,929,521	4.88
6	日本	国債証券	第42回国庫短期証券	-	2009/10/26	1,500,000,000	99.99	1,499,877,670	99.99	1,499,877,670	4.88
7	日本	国債証券	第43回国庫短期証券	-	2009/11/2	1,500,000,000	99.98	1,499,841,648	99.98	1,499,841,648	4.88
8	日本	国債証券	第45回国庫短期証券	-	2009/11/9	1,500,000,000	99.98	1,499,796,855	99.98	1,499,796,855	4.88
9	日本	国債証券	第47回国庫短期証券	-	2009/11/16	1,500,000,000	99.98	1,499,773,704	99.98	1,499,773,704	4.88
10	日本	国債証券	第49回国庫短期証券	-	2009/11/24	1,500,000,000	99.98	1,499,727,915	99.98	1,499,727,915	4.88
11	日本	国債証券	第50回国庫短期証券	-	2009/11/30	1,500,000,000	99.97	1,499,687,238	99.97	1,499,687,238	4.88
12	日本	国債証券	第60回国庫短期証券	-	2010/1/18	1,500,000,000	99.96	1,499,413,500	99.96	1,499,413,500	4.88
13	日本	国債証券	第58回国庫短期証券	-	2010/1/12	1,500,000,000	99.95	1,499,383,269	99.95	1,499,383,269	4.88
14	日本	国債証券	第38回国庫短期証券	-	2009/10/13	1,000,000,000	99.99	999,979,181	99.99	999,979,181	3.25
15	日本	国債証券	第54回国庫短期証券	-	2009/11/25	500,000,000	99.98	499,906,100	99.98	499,906,100	1.63
16	日本	国債証券	第23回国庫短期証券	-	2009/11/10	500,000,000	99.97	499,895,776	99.97	499,895,776	1.63
17	日本	国債証券	第44回国庫短期証券	-	2010/2/10	500,000,000	99.94	499,701,069	99.94	499,701,069	1.63
18	日本	国債証券	第52回国庫短期証券	-	2010/3/10	500,000,000	99.93	499,666,096	99.93	499,666,096	1.63

種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（％）
国債証券	24,494,302,054	79.66
総計	24,494,302,054	79.66

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

現先取引勘定

地域	銘柄名	数量	簿価（円）		評価（円）		投資比率（%）
			単価	金額	単価	金額	
日本	第58回国庫短期証券	4,500,000,000	99.96	4,498,263,000	99.96	4,498,263,000	14.63

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年10月7日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに各特定期間末におけるファンドの純資産総額、および1口当たりの純資産額の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (単位：百万円)		1口当たりの純資産額 (単位：円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
当初設定日（平成13年3月12日）	10	10	1.0000	1.0000
第1特定期間末（平成13年8月30日）	10,177	10,179	1.0000	1.000215
第2特定期間末（平成14年2月28日）	10,411	10,412	1.0000	1.000087
第3特定期間末（平成14年8月31日）	10,749	10,750	1.0000	1.000073
第4特定期間末（平成15年2月28日）	11,575	11,575	1.0000	1.000049
第5特定期間末（平成15年8月31日）	11,685	11,686	1.0000	1.000055
第6特定期間末（平成16年2月29日）	12,655	12,656	1.0000	1.000039
第7特定期間末（平成16年8月31日）	14,221	14,221	1.0000	1.000035
第8特定期間末（平成17年2月28日）	15,676	15,677	1.0000	1.000022
第9特定期間末（平成17年8月31日）	18,947	18,947	1.0000	1.000011
第10特定期間末（平成18年2月28日）	19,607	19,607	1.0000	1.000018
第11特定期間末（平成18年8月31日）	22,237	22,249	1.0000	1.000528
第12特定期間末（平成19年2月28日）	25,481	25,511	1.0000	1.001238
第13特定期間末（平成19年8月31日）	27,882	27,933	1.0000	1.001822
第14特定期間末（平成20年2月29日）	31,249	31,309	1.0000	1.002024
第15特定期間末（平成20年8月31日）	33,729	33,791	1.0000	1.001923
第16特定期間末（平成21年2月28日）	32,132	32,201	1.0000	1.002092
第17特定期間末（平成21年8月31日）	31,438	31,464	1.0000	1.000820
平成20年10月末日	32,722	32,722	1.0000	1.0000
11月末日	32,123	32,124	1.0000	1.0000
12月末日	32,396	32,397	1.0000	1.0000
平成21年1月末日	32,323	32,324	1.0000	1.0000
2月末日	32,132	32,133	1.0000	1.0000
3月末日	32,640	32,640	1.0000	1.0000
4月末日	31,741	31,741	1.0000	1.0000
5月末日	31,817	31,818	1.0000	1.0000
6月末日	31,328	31,328	1.0000	1.0000
7月末日	31,410	31,410	1.0000	1.0000
8月末日	31,438	31,438	1.0000	1.0000
9月末日	30,976	30,976	1.0000	1.0000

平成21年10月7日（直近日）	30,746	30,747	1.0000	1.0000
-----------------	--------	--------	--------	--------

（注）当初設定日の1口当たりの純資産額は当初元本（1口当たり1円）として記載。純資産総額は単位未満を切り捨て、1口当たりの純資産額は小数第5位以下を四捨五入しています。

②【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金
第1特定期間（平成13年3月12日～平成13年8月30日）	0.0002150円
第2特定期間（平成13年8月31日～平成14年2月28日）	0.0000870円
第3特定期間（平成14年3月1日～平成14年8月31日）	0.0000734円
第4特定期間（平成14年9月1日～平成15年2月28日）	0.0000488円
第5特定期間（平成15年3月1日～平成15年8月31日）	0.0000553円
第6特定期間（平成15年9月1日～平成16年2月29日）	0.0000389円
第7特定期間（平成16年3月1日～平成16年8月31日）	0.0000351円
第8特定期間（平成16年9月1日～平成17年2月28日）	0.0000223円
第9特定期間（平成17年3月1日～平成17年8月31日）	0.0000106円
第10特定期間（平成17年9月1日～平成18年2月28日）	0.0000178円
第11特定期間（平成18年3月1日～平成18年8月31日）	0.0005282円
第12特定期間（平成18年9月1日～平成19年2月28日）	0.0012378円
第13特定期間（平成19年3月1日～平成19年8月31日）	0.0018223円
第14特定期間（平成19年9月1日～平成20年2月29日）	0.0020238円
第15特定期間（平成20年3月1日～平成20年8月31日）	0.0019229円
第16特定期間（平成20年9月1日～平成21年2月28日）	0.0020917円
第17特定期間（平成21年3月1日～平成21年8月31日）	0.0008199円

③【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間（平成13年3月12日～平成13年8月30日）	0.02150%
第2特定期間（平成13年8月31日～平成14年2月28日）	0.00870%
第3特定期間（平成14年3月1日～平成14年8月31日）	0.00734%
第4特定期間（平成14年9月1日～平成15年2月28日）	0.00488%
第5特定期間（平成15年3月1日～平成15年8月31日）	0.00553%
第6特定期間（平成15年9月1日～平成16年2月29日）	0.00389%
第7特定期間（平成16年3月1日～平成16年8月31日）	0.00351%
第8特定期間（平成16年9月1日～平成17年2月28日）	0.00223%
第9特定期間（平成17年3月1日～平成17年8月31日）	0.00106%
第10特定期間（平成17年9月1日～平成18年2月28日）	0.00178%
第11特定期間（平成18年3月1日～平成18年8月31日）	0.05282%
第12特定期間（平成18年9月1日～平成19年2月28日）	0.12378%
第13特定期間（平成19年3月1日～平成19年8月31日）	0.18223%
第14特定期間（平成19年9月1日～平成20年2月29日）	0.20238%
第15特定期間（平成20年3月1日～平成20年8月31日）	0.19229%
第16特定期間（平成20年9月1日～平成21年2月28日）	0.20917%
第17特定期間（平成21年3月1日～平成21年8月31日）	0.08199%

（注）収益率とは、特定期間末の1口当たりの純資産額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から直前の特定期間末の1口当たりの純資産額（分配落ち）を控除した額を、直

前の特定期間末の1口当たりの純資産額（分配落ち）で除して100を乗じた数です。
ただし、第1計算期間の収益率は、当初元本額（1口＝1円）を基準に算出しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年3月12日 …… 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込手続等	取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込みを行ないます。その際、取得申込者と販売会社との間で、分配金再投資（累積投資）に関する契約[※]を締結します。 ※販売会社により異なる名称を使用することがあります。
販売会社	販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）は、下記、委託会社の照会先にお問い合わせください。 〔委託会社の照会先〕 トヨタアセットマネジメント株式会社 電話番号03-5776-4760[※] ホームページアドレス http://www.tamco.co.jp/ ※受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分（日本の取引所が半休日のときは、11時30分まで）とします。 ※本書において「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
申込時期	原則、販売会社の毎営業日に取得の申込みができます。 （継続申込期間：平成21年11月27日から平成22年11月25日まで） ※継続申込期間は、期間終了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
取得価額（申込価額） ※取得日	取得価額は、1口当たり1円（取得日[※]の前日の基準価額）です。 ※取得日は、販売会社がお申込金の受領を確認した時刻によって異なります。 <pre> graph LR A[販売会社が、取得申込受付日の午後2時30分以前に申込金の受領を確認した場合] --> B[当日取得] C[販売会社が、取得申込受付日の午後2時30分を過ぎて申込金の受領を確認した場合] --> D[翌営業日取得] </pre> 1. 販売会社が、取得申込受付日の午後2時30分（半休日の場合は正午）以前に取得申込金の受領を確認した場合^{（注）}は、取得申込受付日が取得日となります。 - ただし、取得日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っている時は、販売会社は、取得申込受付日を取得日とするお申込みには応じないものとします。 2. 販売会社が、取得申込受付日の午後2時30分（半休日の場合は正午）を過ぎて取得申込金の受領を確認した場合は、取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。 - ただし、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった日の翌営業日を取得日とみなします。 （注）「取得申込金の受領を確認した場合」とは、販売会社の取引部門で入金を確認され、かつ、入金に基づき所定の事務処理を完了した場合をいいます。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
申込単位	1円以上1円単位とします。
申込手数料	ありません。

払込期日	払込期日は取得日によって異なります。取得日をお申込日当日とする場合、お申込日の午後2時30分以前に販売会社において申込金の受領を確認することが必要です。取得日をお申込日の翌営業日とする場合、お申込日の翌営業日の午後2時30分以前までに販売会社において申込金の受領を確認することが必要です。各取得日の発行価額の総額は追加信託が行なわれる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。
振替制度と取得申込について	取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとします。取得申込者が申込代金を販売会社に支払うことにより、受益権の振替を行なうための振替機関等の口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。 販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。
その他	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い委託者の判断で取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

解約手続	お申込（買付）された販売会社へお申出ください。
解約時期	原則、販売会社の毎営業日にご解約の申込みができます。 ただし、ファンドの規模および商品性格等にもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には事前解約連絡の実施および金額制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
解約価額	ご解約の際の一部解約の価額は、ご解約のお申込みを受け付けた日の翌営業日の前日（休業日を含みます。）の基準価額とします。 ただし、販売会社が正午以前に解約請求を受け付けた場合には、解約請求受付日に解約代金を受取ることができます。この場合における一部解約の価額は当該解約請求受付日の前日の基準価額とします。 一部解約の代金は、原則として元本のみとし、前月の最終営業日から解約請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金（以下、「再投資前の収益分配金」といいます。）は含まれません。 （「再投資前の収益分配金」は、当月の最終営業日に税金を差し引いたうえ、再投資されます。） ただし、全部解約される場合の代金は、「再投資前の収益分配金」（税引後）を含めた金額とします。
解約単位	1口単位
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

支払開始日	解約代金のお支払いは、原則として解約請求受付日の翌営業日からです。ただし、販売会社が正午以前に解約請求を受付けた場合には、解約請求受付日に解約代金を受取ることができます。 なお、正午を過ぎての解約のお申込みで、当日に解約代金相当額を受取りを希望される投資者に対し、販売会社との間で「分配金再投資（累積投資）に関する契約」に基づく諸手続きの上、販売会社で即日引き出し（キャッシング）ができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約価額の照会方法	解約価額、解約代金については、お買付けいただいた販売会社にてご確認ください。販売会社は「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」に記載の委託会社の照会先に照会することができます。
振替制度と解約について	換金の請求を受益者がするときは、原則として振替受益権をもって行なうものとし、 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
その他	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消す場合があります。 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

第3【管理及び運営】**1【資産管理等の概要】****（1）【資産の評価】**

基準価額の算出 資産の評価	毎日、計算されます。 基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。 基準価額の計算に際し、原則として、この信託の保有する有価証券は、当該有価証券の買付約定日から買付にかかる受渡日の前日までの間は取得価額で評価するものとし、当該受渡日から償還日の前日までの間は、取得価額と償還価額の差額を当該期間により日割計算して得た金額について日々帳簿価額に加算または減算した額によって評価します。ただし、コマーシャル・ペーパーおよび外国または外国法人の発行する証券でコマーシャル・ペーパーの性質を有するものについては、原則として、取得価額で評価し、割引料は受取利息として日々計上するものとします。
基準価額、分配金 実績の照会	基準価額および分配金実績は、販売会社にてご確認ください。 また、委託会社においてもご照会いただけます。 委託会社の照会先は、「第2 手続等」の「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」の項をご覧ください。

（2）【保管】

受益証券の保管	当ファンドの受益権は振替受益権となっているため、受益証券は原則として発行しません。したがって、該当事項はありません。
---------	--

（3）【信託期間】

信託期間	ファンドの信託期間は、平成13年3月12日（当初設定日）以降、無期限とします。 ただし、下記（5）その他「イ.信託の終了（繰上償還）」に規定する場合には、当該信託を終了させる場合があります。
------	---

（4）【計算期間】

計算期間	この信託の計算期間は、信託期間中の各1日とします。
------	---------------------------

（5）【その他】

イ. 信託の終了 （繰上償還）	（約款より引用） 1. 委託会社は、信託期間の規定による信託終了の前に信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 2. 委託会社は、1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託契約の解約を行いません。 5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 6. 3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は「ロ.信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。 9. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
--------------------	---

ロ. 信託約款の変更	(約款より引用) 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 2. 委託会社は、1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託約款の変更を行いません。 5. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1.から5.の規定にしたがいます。
ハ. 反対者の買取請求権	繰上償還または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行なう場合において、前記「イ. 信託の終了（繰上償還）3.」または「ロ. 信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
ニ. 運用に係る報告等	委託会社は、「金融商品取引法」の規定に基づき6ヵ月毎に有価証券報告書を作成します。 当ファンドの運用状況については毎月最終営業日における資産内容を記載した「月次レポート」を作成しております。「月次レポート」は、毎月初旬に弊社ホームページをご覧ください。販売会社にお問い合わせいただければ直近の運用状況を入手することができます。 なお、平成20年3月に平成19年2月28日から平成20年2月28日までの期間の運用報告書を作成しております。平成21年以降につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（平成19年9月30日付）の改正に基づき当ファンドの運用報告書は作成・交付を行わないことにいたしましたので、上記「月次レポート」をご利用ください。
ホ. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
ヘ. 受託会社の辞任および解任	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「ロ. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
ト. 公告	委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
チ. 信託財産の分別管理	受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、受託会社固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて、保管することが義務付けられています。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。

リ. 信託事務の委託	受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しています。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。
ヌ. 関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」（異なる名称を使用することがあります。）の期間は締結日から1年間とし、期間満了の3ヶ月前に双方から何ら意思表示がないときは、同一条件で自動的に更新され、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

◇受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権	1. 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に帰属します。当該受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 2. 収益分配金は、累積投資契約の規定に基づき、毎月1回、1ヶ月分をまとめて毎月最終営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、無手数料で自動的に全額再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。 3. 販売会社と累積投資契約を締結した受益者が、自己に帰属する受益権の全部について解約の実行の請求を行い、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、その際に当該受益者に支払います。 4. 支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失いその金銭は委託会社に帰属します。
償還金に対する請求権	1. 償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。当該受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 2. 償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払います。 3. 支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、その権利を失いその金銭は委託会社に帰属します。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。 権利行使の方法については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年9月1日から平成21年2月28日まで）及び当特定期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【トヨタMRF（マネー・リザーブ・ファンド）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年2月28日現在)	当期 (平成21年8月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	464,132	428,883
コール・ローン	4,144,000,000	2,944,000,000
国債証券	17,993,307,789	22,495,411,438
コマーシャル・ペーパー	5,990,240,458	—
現先取引勘定	5,997,534,000	5,999,121,000
未収利息	6,733,658	28,052
流動資産合計	34,132,280,037	31,438,989,373
資産合計	34,132,280,037	31,438,989,373
負債の部		
流動負債		
未払金	1,998,939,500	—
未払収益分配金	475,564	91,172
未払受託者報酬	6,602	2,980
未払委託者報酬	72,400	32,688
流動負債合計	1,999,494,066	126,840
負債合計	1,999,494,066	126,840
純資産の部		
元本等		
元本	32,132,782,812	31,438,859,813
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,159	2,720
元本等合計	32,132,785,971	31,438,862,533
純資産合計	32,132,785,971	31,438,862,533
負債純資産合計	34,132,280,037	31,438,989,373

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成20年 9 月 1 日 至 平成21年 2 月28日	当期 自 平成21年 3 月 1 日 至 平成21年 8 月31日
営業収益		
受取利息	47,473,481	7,881,220
有価証券売買等損益	40,247,953	24,690,649
営業収益合計	87,721,434	32,571,869
営業費用		
受託者報酬	1,608,485	537,488
委託者報酬	17,654,797	5,900,185
営業費用合計	19,263,282	6,437,673
営業利益	68,458,152	26,134,196
経常利益	68,458,152	26,134,196
当期純利益	68,458,152	26,134,196
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,045	3,159
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	68,458,038	26,134,635
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,159	2,720

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成20年 9月 1日 至 平成21年 2月28日	当 期 自 平成21年 3月 1日 至 平成21年 8月31日
有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は、個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

期 別 項 目	前 期 〔平成21年 2月28日現在〕	当 期 〔平成21年 8月31日現在〕
1.期首元本額	33,729,296,179円	32,132,782,812円
期中追加設定元本額	17,182,196,411円	15,076,033,924円
期中解約元本額	18,778,709,778円	15,769,956,923円
2.特定期間末日における受益権の総数	32,132,782,812口	31,438,859,813口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成20年 9月 1日 至 平成21年 2月28日	当 期 自 平成21年 3月 1日 至 平成21年 8月31日
分配金の計算過程	日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。なお、当特定期間に係る分配対象額の合計額は68,461,197円、分配金額の合計額は68,458,038円です。	日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。なお、当特定期間に係る分配対象額の合計額は26,137,355円、分配金額の合計額は26,134,635円です。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

前 期 〔平成21年2月28日現在〕		
種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	17,993,307,789	145,197
コマーシャル・ペーパー	5,990,240,458	92,425
合 計	23,983,548,247	237,622

(単位：円)

当 期 〔平成21年8月31日現在〕		
種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	22,495,411,438	101,081
合 計	22,495,411,438	101,081

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期（自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日）
該当事項はありません。

当期（自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期（自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日）
該当事項はありません。

当期（自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 [平成21年2月28日現在]	当 期 [平成21年8月31日現在]
1口当たり純資産額	1円 (1万口当たり 10,000円)	1円 (1万口当たり 10,000円)

（４） 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (千円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第8回国庫短期証券	500,000	499,966,625	
	第23回国庫短期証券	500,000	499,779,004	
	第29回国庫短期証券	2,000,000	1,999,938,660	
	第32回国庫短期証券	2,000,000	1,999,873,124	
	第34回国庫短期証券	2,000,000	1,999,837,328	
	第35回国庫短期証券	2,000,000	1,999,757,008	
	第36回国庫短期証券	1,500,000	1,499,791,410	
	第38回国庫短期証券	1,000,000	999,825,150	
	第40回国庫短期証券	1,500,000	1,499,692,758	
	第42回国庫短期証券	1,500,000	1,499,626,440	
	第43回国庫短期証券	1,500,000	1,499,607,512	
	第44回国庫短期証券	500,000	499,612,602	
	第45回国庫短期証券	1,500,000	1,499,562,090	
	第47回国庫短期証券	1,500,000	1,499,559,030	
	第49回国庫短期証券	1,500,000	1,499,513,796	
	第50回国庫短期証券	1,500,000	1,499,468,901	
	国債証券 小計	22,500,000	22,495,411,438	
合 計		22,500,000	22,495,411,438	

（注）上記以外に現先取引勘定に含まれる国債証券5,999,121,000円があります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年10月7日現在

I 資産総額	32,247,181,533円
II 負債総額	1,500,376,110円
III 純資産総額（I－II）	30,746,805,423円
IV 発行済数量	30,746,805,324口
V 1万口当り純資産額（III／IV）	10,000円

第5 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1 特定期間（平成13年3月12日～平成13年8月30日）	10,550,697,615	373,007,007
第2 特定期間（平成13年8月31日～平成14年2月28日）	4,976,636,081	4,742,481,244
第3 特定期間（平成14年3月1日～平成14年8月31日）	6,375,815,288	6,038,019,281
第4 特定期間（平成14年9月1日～平成15年2月28日）	3,244,838,721	2,419,302,721
第5 特定期間（平成15年3月1日～平成15年8月31日）	5,486,312,928	5,375,609,948
第6 特定期間（平成15年9月1日～平成16年2月29日）	10,074,922,287	9,104,855,811
第7 特定期間（平成16年3月1日～平成16年8月31日）	11,706,559,459	10,141,331,354
第8 特定期間（平成16年9月1日～平成17年2月28日）	14,472,965,027	13,017,246,198
第9 特定期間（平成17年3月1日～平成17年8月31日）	22,334,728,862	19,064,164,744
第10特定期間（平成17年9月1日～平成18年2月28日）	31,362,359,202	30,702,543,160
第11特定期間（平成18年3月1日～平成18年8月31日）	28,936,888,282	26,306,606,802
第12特定期間（平成18年9月1日～平成19年2月28日）	32,481,656,597	29,237,965,026
第13特定期間（平成19年3月1日～平成19年8月31日）	54,146,161,768	51,745,361,907
第14特定期間（平成19年9月1日～平成20年2月29日）	32,766,210,593	29,399,212,744
第15特定期間（平成20年3月1日～平成20年8月31日）	26,307,800,948	23,827,549,532
第16特定期間（平成20年9月1日～平成21年2月28日）	17,182,196,411	18,778,709,778
第17特定期間（平成21年3月1日～平成21年8月31日）	15,076,033,924	15,769,956,923

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

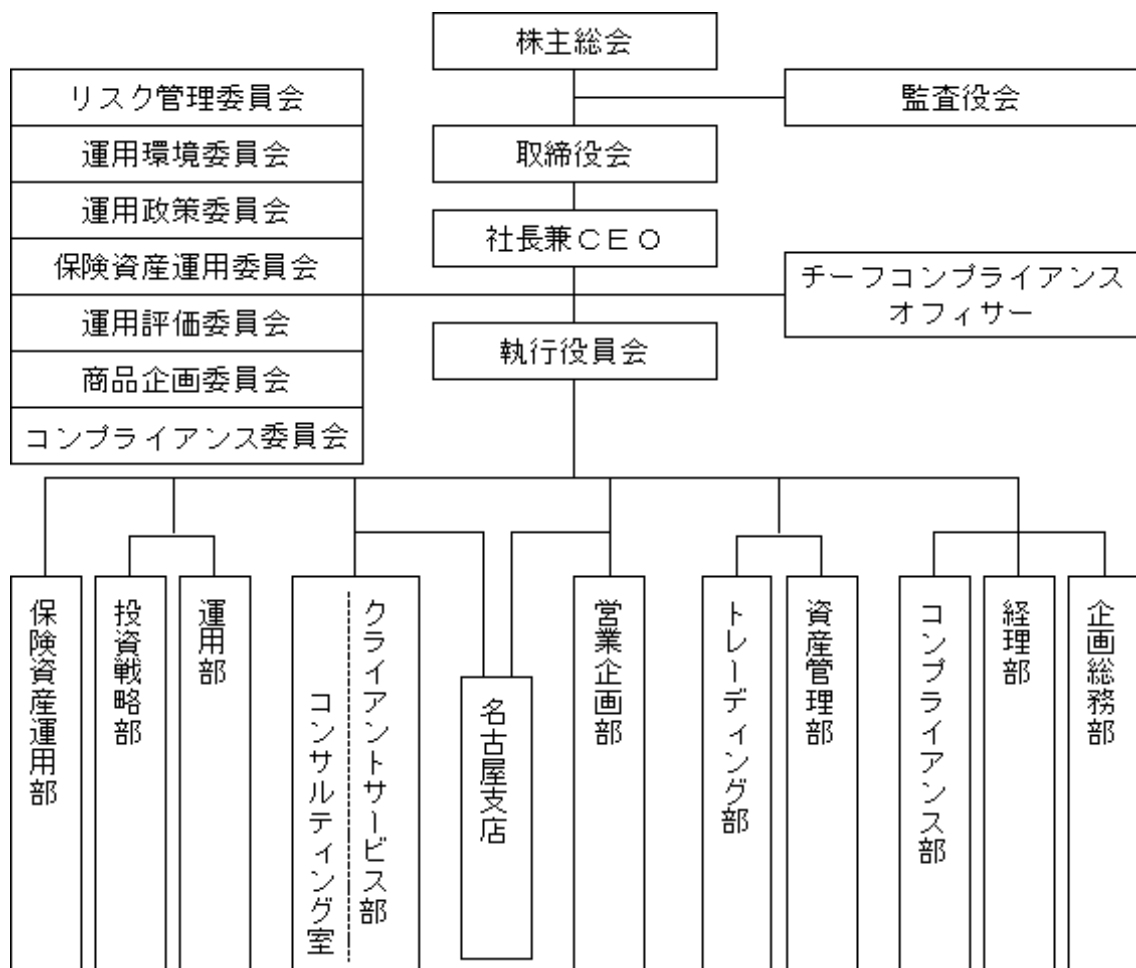
1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 : 600百万円
 会社が発行する株式総数 : 32,000株
 発行済株式総数 : 12,000株
 最近5年間における資本金の増減は、ありません。

（2）委託会社の機構

①組織図



②会社の意思決定機構

委託会社は、取締役全員をもって組織する取締役会により運営されます。

取締役および監査役は、株主総会において選任されます。取締役会は、会社の業務執行に関する重要事項を決議し、取締役の業務執行について監督します。取締役会の議事の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

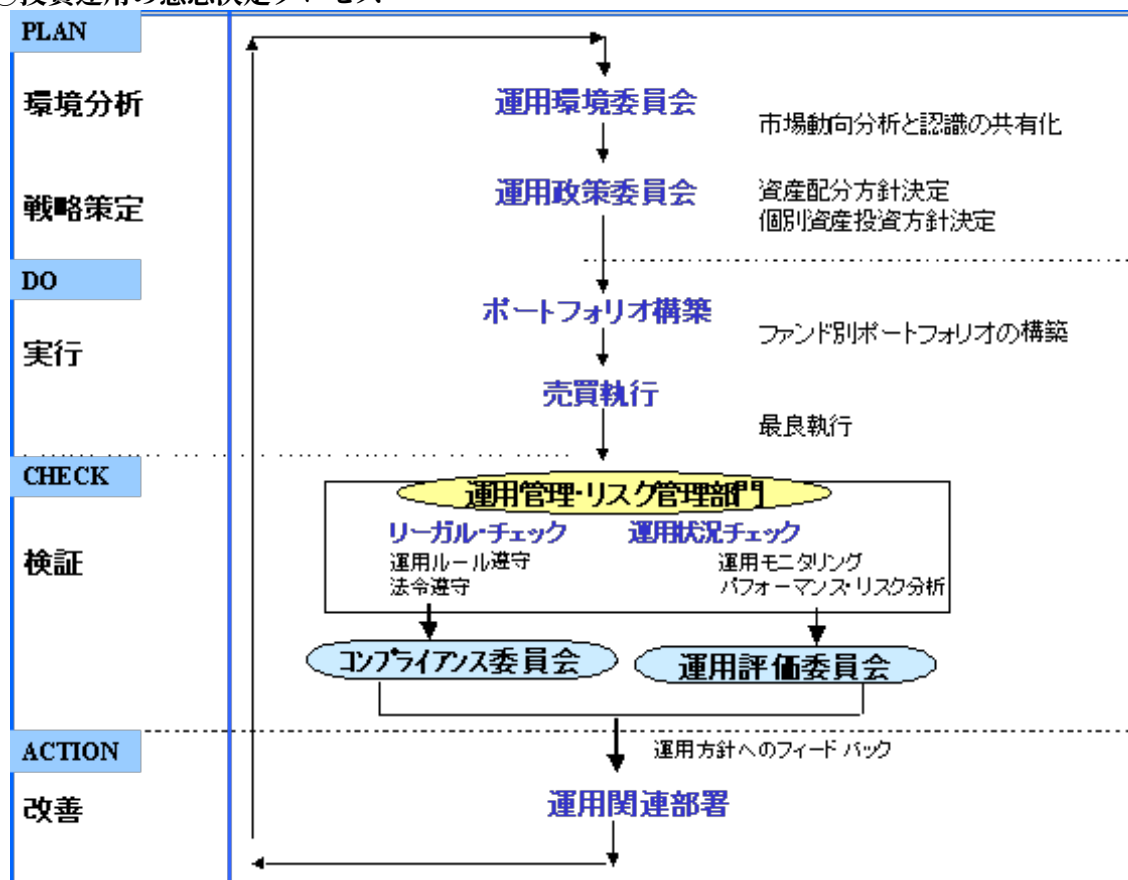
定例取締役会は原則として毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時、開催します。取締役会は取締役社長が招集します。

招集権者でない取締役が取締役会開催の必要を認めたときは、招集権者たる取締役に対し、会議の目的とすべき事項およびその審議を必要とする事由を書面にて通知し、取締役会の招集を請求することができます。

監査役は、取締役会に出席し、必要ありと認めるときは意見を述べなければなりません。

執行役員は取締役会の決議により選任され、当社の特定部門の業務執行を統括します。

③投資運用の意思決定プロセス



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を主として行なっており、「金融商品取引法」に定める投資助言業務も行っています。また、第二種金融商品取引業者の登録を受けています。

平成21年10月7日現在の委託会社の運用する証券投資信託は計30本であり、純資産総額は522,051百万円〔親投資信託を除きます。〕です。

平成21年10月7日現在

商品分類	本数	純資産総額 (百万円)
追加型公社債投資信託	4	268,942
追加型株式投資信託	26	253,109

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第19期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第20期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第20期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		128,706		357,493
有価証券		1,048,835		771,553
前払費用		20,137		24,628
未収委託者報酬		583,566		316,268
未収運用受託報酬		—		55,384
未収収益		91,671		—
未収還付法人税等		—		45,036
繰延税金資産		33,818		23,160
流動資産合計		1,906,733		1,593,521
固定資産				
有形固定資産				
建物	*1	31,171	*1	27,143
器具備品	*1	18,156	*1	16,225
有形固定資産合計		49,327		43,368
無形固定資産				
商標権		92		60
ソフトウェア		57,376		38,719
電話加入権		1,283		1,283
無形固定資産合計		58,752		40,063

投資その他の資産		
投資有価証券	738	444
長期前払費用	110	79
長期差入保証金	74,416	74,116
長期預け金	622	618
繰延税金資産	17,751	25,407
投資その他の資産合計	93,637	100,663
固定資産合計	201,716	184,094
資産合計	2,108,448	1,777,615

	(単位:千円)	
	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	7,742	5,235
未払代行手数料	310,421	165,641
その他未払金	522	599
未払費用	103,770	63,076
未払法人税等	83,391	—
未払消費税等	13,332	366
賞与引当金	48,000	48,000
流動負債合計	567,178	282,917
固定負債		
退職給付引当金	41,594	61,169
固定負債合計	41,594	61,169
負債合計	608,772	344,085
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金	6,000	20,200
その他利益剰余金		

別途積立金	109,000	109,000
繰越利益剰余金	784,831	704,330
利益剰余金合計	899,831	833,530
株主資本合計	1,499,831	1,433,530
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	▲156	—
評価・換算差額等合計	▲156	—
純資産合計	1,499,676	1,433,530
負債・純資産合計	2,108,448	1,777,615

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,960,347	1,500,923

投資顧問料	*1	892,087		—
運用受託報酬		—		224,001
投資助言報酬		—	*1	569,156
その他営業収益		476		95
営業収益合計		2,852,910		2,294,175
営業費用				
支払手数料		918,907		677,953
公告費		7,133		—
広告費		—		4,886
受益証券発行費		38,369		—
調査費		116,999		132,912
委託調査費		164,741		107,143
委託計算費		51,142		45,279
営業雑経費				
通信費		8,399		8,072
印刷費		6,592		43,887
協会費		4,011		4,050
諸会費		414		549
その他営業雑経費		2,091		3,628
営業費用合計		1,318,798		1,028,358
一般管理費				
給料				
役員報酬		83,048		70,127
給料・手当	*1	416,837	*1	487,574
賞与	*1	113,872	*1	122,997
賞与引当金繰入		48,000		48,000

福利厚生費		71,911		80,632
交際費		678		1,248
旅費交通費		18,526		20,164
租税公課		19,942		17,777
不動産賃借料		99,280		100,278
退職給付費用	*1	21,047	*1	31,476
固定資産減価償却費		34,847		35,240
支払手数料		47,816		65,465
諸経費		37,737		35,699
一般管理費合計		1,013,539		1,116,678
営業利益		520,573		149,139
営業外収益				
受取利息		184		198
有価証券利息		3,405		3,398
為替差益		63		22
その他営業外収益		372		494
営業外収益合計		4,024		4,112
営業外費用				
雑損失		5,631		656
営業外費用合計		5,631		656
経常利益		518,966		152,595
特別損失				
役員退職慰労金		28,000		22,000
固定資産除却損	*2	292	*2	584
投資有価証券評価損		—		556

業法上の負担額	*3	9,964	*3	66
特別損失合計		38,256		23,206
税引前当期純利益		480,710		129,389
法人税、住民税及び事業税		191,618		50,795
法人税等調整額		4,980		2,896
法人税等合計		196,598		53,691
当期純利益		284,112		75,698

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	600,000	600,000
当期変動額	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	—	6,000
当期変動額		
利益準備金の積立	6,000	14,200
当期変動額合計	6,000	14,200
当期末残高	6,000	20,200
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	109,000	109,000
当期変動額	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	109,000	109,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	566,719	784,831

当期変動額		
利益準備金の積立	▲6,000	▲14,200
剰余金の配当	▲60,000	▲142,000
当期純利益	284,112	75,698
当期変動額合計	218,112	▲80,502
当期末残高	784,831	704,330
利益剰余金合計		
前期末残高	675,719	899,831
当期変動額		
利益準備金の積立	—	—
剰余金の配当	▲60,000	▲142,000
当期純利益	284,112	75,698
当期変動額合計	224,112	▲66,302
当期末残高	899,831	833,530
株主資本合計		
前期末残高	1,275,719	1,499,831
当期変動額		
剰余金の配当	▲60,000	▲142,000
当期純利益	284,112	75,698
当期変動額合計	224,112	▲66,302
当期末残高	1,499,831	1,433,530
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	▲156
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	▲156	156
当期変動額合計	▲156	156

当期末残高	▲156	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	▲156
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	▲156	156
当期変動額合計	▲156	156
当期末残高	▲156	—
純資産合計		
前期末残高	1,275,719	1,499,676
当期変動額		
剰余金の配当	▲60,000	▲142,000
当期純利益	284,112	75,698
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	▲156	156
当期変動額合計	223,957	▲66,146
当期末残高	1,499,676	1,433,530

重要な会計方針

期 別 項 目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左

3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額の全額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。	——

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
——	(投資顧問料の表示方法の変更) 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」および投資顧問(助言)契約に係る報酬である「投資助言報酬」に別掲しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は278,250千円、「投資助言報酬」は613,837千円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物53,715千円 器具備品62,231千円 計115,945千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物57,743千円 器具備品61,323千円 計119,066千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
*1 関係会社との取引額 投資顧問料613,837千円 給料・手当73,890千円 賞与22,240千円 退職給付費用4,525千円	*1 関係会社との取引額 投資助言報酬569,156千円 給料・手当88,810千円 賞与25,805千円 退職給付費用4,135千円
*2 固定資産除却損は、器具備品292千円であります。	*2 固定資産除却損は、器具備品584千円であります。
*3 業法上の負担額 業法上の負担額は、旧「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」第30条の4第1項第4号括弧書きおよび改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2(「金融商品取引法」第42条の2第6号括弧書き)による負担額であります。	*3 業法上の負担額 業法上の負担額は、金融商品取引法第42条の2第6号括弧書きによる負担額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	—	—	12,000
合計	12,000	—	—	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	60,000	5,000	平成19年 3月31日	平成19年 7月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	—	—	12,000
合計	12,000	—	—	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56,760	4,730	平成21年 3月31日	平成21年 6月30日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
リース取引を行っておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。	該当事項はありません

(有価証券関係)

前事業年度（平成20年3月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

内容	取得原価	貸借対照表計上額	差額
追加型株式投資信託	1,000	738	▲ 262
合計	1,000	738	▲ 262

時価評価されていないその他有価証券

(単位：千円)

内容	貸借対照表計上額
----	----------

追加型公社債投資信託（日々決算）	1,048,835
合計	1,048,835

当事業年度（平成21年3月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

内容	取得原価	貸借対照表計上額	差額
追加型株式投資信託	444	444	—
合計	444	444	—

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損556千円を計上しております。

時価評価されていないその他有価証券

（単位：千円）

内容	貸借対照表計上額
追加型公社債投資信託（日々決算）	771,553
合計	771,553

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	当事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	当事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 当社は平成16年5月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。 2. 退職給付債務に関する事項 <table border="0"> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>41,594千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td>41,594千円</td> </tr> </table> 確定拠出年金制度への移換額は、6,373千円であり、当事業年度末時点ですべて移換が完了しています。 3. 退職給付費用に関する事項 <table border="0"> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td> <td>21,047千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td>21,047千円</td> </tr> </table> (注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。	(1)退職給付債務	41,594千円	(2)退職給付引当金	41,594千円	(1)勤務費用(注)	21,047千円	(2)退職給付費用	21,047千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table border="0"> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>61,169千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td>61,169千円</td> </tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table border="0"> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td> <td>31,476千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td>31,476千円</td> </tr> </table> (注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。	(1)退職給付債務	61,169千円	(2)退職給付引当金	61,169千円	(1)勤務費用(注)	31,476千円	(2)退職給付費用	31,476千円
(1)退職給付債務	41,594千円																
(2)退職給付引当金	41,594千円																
(1)勤務費用(注)	21,047千円																
(2)退職給付費用	21,047千円																
(1)退職給付債務	61,169千円																
(2)退職給付引当金	61,169千円																
(1)勤務費用(注)	31,476千円																
(2)退職給付費用	31,476千円																

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 未払事業税 6,893 少額固定資産 賞与引当金超過額 未払費用 退職給付引当金超過額 その他 繰延税金資産計 繰延税金負債 繰延税金負債計 繰延税金資産の純額	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 少額固定資産 982 賞与引当金超過額 19,531 未払費用19,531 4,962 退職給付引当金超過額 24,889 その他 16,925 767 繰延税金資産計 51,131 繰延税金負債,569 未収還付事業税 ▲2,564 繰延税金負債計 ▲2,564 繰延税金資産の純額 48,567
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日）

1.親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 〔被所有〕割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社	あいおい 損害保険 (株)	東京都渋谷区	100,005 百万円	損害保 険業	(被所有) 直接50%	常勤 役員 1名	投資顧 問契約	投資顧 問料 (注1)	613,837	—	—
						非常勤 役員 1名		出向者 人件費 (注2)	100,656	—	—

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
- （注1）投資顧問料は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。
- （注2）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 〔被所有〕割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関 係の 子 会社	トヨタ ファイナ ンシャル サービス 証券(株)	愛知県 名古屋 市中区	7,500 百万円	証券業	—	非常勤 役員 1名	投資信託 受益証券 の募集販 売	信託約款 に定める 受益者に 対する収 益分配金 又は償還 金の支払 委託及び それらに 係る代行 手数料の 支払 (注1)	278,375	未払代行 手数料	57,791

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
- （注1）信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より「関係当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第13号平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 〔被所有〕割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係会社	あいおい 損害保険 株式会社	東京都渋谷区	100,005 百万円	損害保 険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約	投資 助言 報酬 (注1)	569,156	—	—
						役員の兼任	出 向 者 人 件 費 (注2)	96,341	—	—

（1）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

（2）取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

（注2）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の 子会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 〔被所有〕 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	トヨタ ファイナ ンシャル サービス 証券(株)	愛知県 名古屋 市中区	7,500 百万円	証券業	—	投資信託受益 証券の募集販売 役員の兼任	信託約款 に定める 受益者に 対する収 益分配金 又は償還 金の支払 委託及び それらに 係る代行 手数料の 支払 (注1)	211,868	未払代行 手数料	30,091

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
---	---

1株当たり純資産額 124,972.99円 1株当たり当期純利益 23,676.02円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 119,460.80円 1株当たり当期純利益 6,308.19円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 284,112千円 普通株式に係る当期純利益 284,112千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 12,000株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 75,698千円 普通株式に係る当期純利益 75,698千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 12,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

平成15年8月11日付けで、定款の一部変更を決議し、当社の事業の目的として「年金等の有価証券に係る資産の運用、評価及び管理に関する情報提供並びにコンサルティングに係る業務」を追加いたしました。

平成18年6月30日付けで、会社法および関係法令の施行にともない、定款に、「機関の設置」、「株券の発行」、「取締役会の書面決議」などの条文を新設しました。その他、会社法の引用条文の変更と用語の整合性を図るため、また会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正など全般について所要の変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると判断する事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

a. 資本金の額

324,279百万円（平成21年3月末現在）

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：

原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社

a. 資本金の額

8,100百万円（平成21年6月2日現在）

b. 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、以下の業務を行いません。

a. 信託財産の保管・管理

b. 信託財産の計算

c. その他上記の業務に付随する業務

(2) 「販売会社」は、以下の業務を行いません。

a. 募集・販売の取扱い

b. 受益者に対する一部解約事務

c. 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い

d. 受益者に対する収益分配金の再投資

e. その他上記の業務に付随する業務

3【資本関係】

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成21年3月5日	臨時報告書
平成21年4月6日	臨時報告書
平成21年5月11日	臨時報告書
平成21年5月27日	有価証券報告書
	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年6月3日	臨時報告書
平成21年7月6日	臨時報告書
平成21年8月6日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

??

独立監査人の監査報告書

平成21年4月8日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタMR F（マネー・リザーブ・ファンド）の平成20年9月1日から平成21年2月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタMR F（マネー・リザーブ・ファンド）の平成21年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

?

独立監査人の監査報告書

平成21年10月7日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタMRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成21年3月1日から平成21年8月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタMRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成21年8月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)